

四街道市ロケ候補地登録に係る留意事項

登録いただいた施設等の情報は、市ホームページにロケ地として掲載するほか、撮影協力の依頼があった制作者に対し提供を行います。

●登録対象

撮影にご協力可能な四街道市内の施設等

※自己所有または自己の責任の下で管理している施設等に限ります

(例) 古民家、蔵、空き地、事務所、飲食店、山林、駐車場、アパートなど

●留意事項

・撮影の立ち合いは原則、所有者（施設管理者）及び市が行います。（市が立ち合わない場合もあります。）

・撮影や下見等受け入れの際に知り得たすべての情報は、撮影前後に関わらず漏えい禁止です。また、SNS（Instagram、X（旧 Twitter）、LINE）などでの情報発信も禁止です。

・制作者は、多くのロケ候補地からロケ地を選定するため、下見等が行われた場合であっても最終的に撮影が実施されない場合があります。

・撮影スケジュールは、急きょ変更になる場合があります。

・市は、制作者との間における使用料の決定や徴収等には一切関与しません。また、制作者とのタイアップの斡旋などを行いません。

・撮影時に建物・機器の破損等が発生した場合は、制作者の責任において原状回復をさせるものとし、市は一切の責任を負いません。

●登録方法

上記の留意事項をご確認の上、「四街道市ロケ候補地登録申請書」、「施設等の写真（※）」を政策推進課魅力発信係まで送付してください。

※施設等の写真は、外観や内観など複数枚お送りください。データは JPEG、または PNG 形式でお願いします。

●登録内容の変更、削除について

登録内容の変更や削除を希望される場合は、速やかにご連絡をお願いします。